

税務調査 気の抜けぬ夏

税務署と上手に付き合うには

本格的な夏休みシーズンを迎えた日本列島だが、税務署に夏休みはほぼない。税務署員のスケジュールはお盆を除き、税務調査でびっしり埋まっている。

税務署は個人の何に焦点をあてて調査し、追徴課税しようとしているのか。



①甘く見てはいけない「お尋ね」文書

無申告の国外財産に注意

「お盆休み前後に税務調査の立ち会いが入り夏休みどころではない」。東京都内で事務所を構え相続税の仕事が多いペラン税理士はため息をつく。

全国の税務署の人事異動は例年7月10日に一斉に行われる。5年ほど前までは事務の引き継ぎや署員の夏休みが終わる9月から確定申告を翌月に控える12月までが税務調査の時期だった。ところが「今は違う」と多くの税理士は話す。異動期から「自分が異動しても後任者がうかがいます」と調査の申し込みの電話が入る。

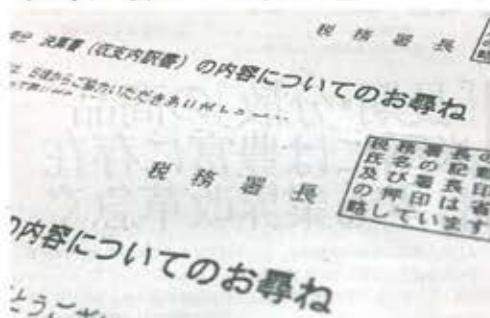
何が税務署員を驚かせるのだろう。最近、税務署を退職したOB税理士が口を明ける。「1年間に処理すべき調査件数が多い。ところが2013年からの税制改正で調査手続きが簡略化し追徴課税の理由の詳細な説明も必要になり調査日数が以前よりも伸びる傾向にある。調査は効率と結果がより求められるようになり、夏だからといってのんびりできなくなったり」

回答なし・調査移行も

勢いある申告漏れが多く追徴課税できそうな対象が目をつけられることになる。多くの税理士は「狙われやすいのは国外財産の保有者」と口をそろえる。

国外財産は無申告が目立つからだ。例えば海外金融機関の国外支店の口座で受け取る預金利子は他の所得と合わ

国外の所得・財産の申告漏れが目立つ



内容についてのお尋ね

書面を活用した「お尋ね」の送付や税務調査は日常茶飯事

せて確定申告する義務がある。相続や贈与でも親子がともに10年を超えて国外に住む場合などを除く国外財産はどうやってあらわすか。武器は「国外送金等調査」と「国外財産調査」だ。

国外送金等調査は1回当たり100万円を超える国外への送金や国外からの入金があると金融機関が税務署に調査書を出す制度。最近は600万円を超える調査書が提出されている。

税務署がまず目をつけるのが入金。数百万円以上の多額の入金があると本人に「お尋ね」を出す。「お尋ね」の対象は、国外財産では約2割の1800万円にもなる。相続税でも国外財産の申告漏れ金額の方が多い。

税務署が国外財産に目を光らせてるのは昨年、相続避難地（タックスヘイブン）を使った課税逃れの一端があ

示す「バマ文書」が明らかになったことも大きく影響しているようだ。

税務署は無申告の国外財産をどうやってあらわすか。武器は「国外送金等調査」と「国外財産調査」だ。

国外送金等調査は1回当たり100万円を超える国外への送金や国外からの入金があると金融機関が税務署に調査書を出す制度。最近は600万円を超える調査書が提出されている。

個人が申告しなくとも税務署には奥の手がある。国外当局から情報を入手する方法だ。注意したいのは来年から実施する「共通報告基準」（CRS）による資料交換だ。経済協力開発機構（OECD）の加盟国が非居住者の運用益や高所得などの財産情報を相互に交換する。日本人の国外口座情報も来年9月から国税庁に集まってくる。

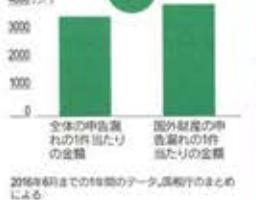
既に多くの国から利子、配当といった運用益の支払調査を入手する仕組みはあるが、「共通報告基準」（CRS）による資料の交換は口座残高も含む。税務署から見ると国外送金等調査は国外財産の中身を間接的に推測する資料でしかなかった。国外送金等調査は個人の申告なので信頼性に問題がなくはない。その点「共通報告基準」（CRS）による資料は当局が切りたい情報を直接把握できる。威力は国外送金等調査の比ではないとの見方が多い。

税務署が国外財産・所得を把握する仕組み	
対象者	毎年12月31日時点で5000万円超の国外財産を保有する人
提出期限	翌年3月15日まで
申告内容	提出者の氏名、住所または居所
国外財産調査	国外財産の種類、用途、所在、数量、価額など
国外利権の調査	金融機関の国外支店口座にある預金
証券会社の国外支店口座にある株式や債券	
国外で契約した生命保険	
国外にある不動産（土地・建物）や金など貴金属	
資本の収取や支取の際に課税しなかった場合は1年以下の期間または50万円以下の場合は	
税理士	1回の入金金額が100万円超の取引
対象者	金銭贈与
贈出者	金銭贈与
報告内容	入金金額の氏名、住所、金額、目的など

国外の所得・財産の申告漏れが目立つ



2016年6月までの1年間のデータ。税理士のまとめによると



②「名義預金」と言われぬために

贈与は年110万円内、記録も残す

相続税の申告で指摘されやすい主な項目

被相続人の名義預金・名義株を申告していない

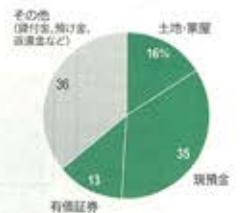
小額度宅地の評価減の特例の要件を満たさないのに申告している

相続開始時点の預貯金残高で申告をしていない

非課税枠を超える部分の死亡保険金を申告していない



相続で申告漏れのあった財産の内訳
(2015.7~2016.6の調査分)



を残すために申告する手もある。

毎年の贈与を金融機関が仲介するサービスを利用する手もある。三菱UFJ信託銀行が2014年に開始し、他の信託銀行などにも複数は広がっている。贈与する側と贈与される側の意思を金融機関が仲介することで確認しながら贈与する。

名義預金は富裕層だけの問題ではない。15年からの相続税の基礎控除がそれまでの「5000万円+1000万円×法定相続人数」から「3000万円+600万円×法定相続人数」に大幅縮小された。この結果、都市部に自宅を持つ中流層でも課税対象者が増え、生前贈与をする人も目立つ。くれぐれも名義預金の指摘を受けないようにしたい。

③質問応答記録書が追徴の証拠に

納得したら署名、まずは税理士に相談

や誤解を与えるような箇所があればもちろん訂正してもらえる。その上で本人の署名・押印を求める場合があるので要注意だ。

税務調査の結果、名義預金があるとして追徴課税する場合は、税務署もそれをなりの物証を用意する必要がある。

例えば被相続人と相続人に預金の移し替えがあったことをうかがわせるような預金口座の入出金記録などは有力な証拠になる。ただ被相続人の口座からの出金、相続人への入金がともに現金で、しかも入出金の時期が離れているような場合は入金と出金だけでは名義預金の証拠にならない。

被相続人の口座の取引と相続人の口座の取引が同じで、その取引が被相続人の商品の中にある場合、名義預金と認定されることが多い。ただ、そのことが被相続人による借用行為を完全に証明できるとも言いたくない。

こういう場合に税務署が使うのが質問応答記録書。簡単に言うと物証や他人の証言がない場合には申告漏れをした本人に「証言」をさせることだ。例えば名義預金のケースでは相続人に「自分は親が預金を移し替えていたことは知らず、贈与された覚えもない」「取引は親のものだ」と証言させる。これで名義預金の証明となるわけだ。

記録者は本人に読み聞かせ、間違い

がある」「多くの税理士」からだ。質問応答記録書は以前「難取書」とされ、仮設・遮蔽を伴う申告漏れに課す加重算税の対象となるケースがほとんどだった。

ところが「最近は悪質とは見られないケースにも広がっている」と税務調査に詳しい田代俊明税理士は言う。記録書を取られる側からは「被疑者として取り調べを受けているようだった」と不快感を訴える人が多い。名義預金という微妙な問題では税理士に相談するのほうがいいかもしれない。

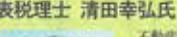
名義預金のほうに相続税の調査で指摘されやすいのは手紙。預金の残高が相続開始時点のものでない場合、相続発生後一歩踏み出すと税理費用・税理士の支払いなどで多額の預金を被相続人の口座からカードを使って引き出すことがある。その結果、残高が大きくなる相続税の申告額は減少前の残高を記載する必要がある。実地調査にならないまでも「お尋ね」の可能性がある(次に死亡保険金の非課税枠500万円×法定相続人の数)を超える部分を申告していない

から「国外」「無申告」「富裕層」をキーワードで税務調査の対象の重點化は図ってきた。税務署は從来、重点調査対象をあまり言わない組織だったが、最近はそれほど隠さなくなってしまった。都市部の中流層でこうした調査が多いと見られるので注意したい。

都市部の中流層は要確認

ランドマーク税理士法人代表税理士 清田幸弘氏

「税務署に夏休みはない」。こう思いつらされたのは2013年夏のことだ。その年の7月から毎月にかけて東京国税局管内（東京都、神奈川県、千葉県、山梨県）の税務署が不動産の賃貸料（不動産所得）がある約110万の個人案件の中から選んだ人に一斉に「お尋ね」を送付、申告漏れを大掛かりに調べる。納税者は右往左來し、相談を受けた税理士もお盆休みを以て税務署に駆けつけた。幸い、その後、夏の一斉調査はないが、その代わりに秋から始まると思っていた税務調査がどんどん前倒しになってしまった。



不動産所得がある人は相続人の課税対象になれる場合が多い。振り返って考えると13年夏の騒動は現在の税理士化の流れの前触れだった。

そもそも税務署は10年くらい前から「国外」「無申告」「富裕層」をキーワードで税務調査の対象の重點化は図ってきた。税務署は從来、重点調査対象をあまり言わない組織だったが、最近はそれほど隠さなくなってしまった。都市部の中流層でこうした調査が多いと見られるので注意したい。